

愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令案の概要についての御意見と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	指定登録機関の役員は、公務員に準ずる存在であり、守秘義務等が発生すると考えられるので、役員の選任方法及び解任方法の透明性を確保する必要があると考える。	御意見として参考にさせていただきます。
2	指定の申請及び変更、指定登録機関の名称の変更等の届出を行う場合において、指定登録機関となる事業者が法人の場合は、行政における能率や公正性の向上のため、法人番号を提出されるようにされたい。	指定登録機関の指定に当たっての審査は農林水産省及び環境省が行いますが、申請書に記載する事項としては、意見募集対象の 2. (1)①記載の事項で十分と考えております。 なお、会社法人等番号は、申請の際の添付書類としている登記事項証明書に記載されています。